別表六(十一)の記載要領第１号中「租税特別措置法第42条の４第７項（試験研究）」を「租税特別措置法第42条の４の２第１項（特別試験研究）」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に、「以下この号において「令和６年旧措置法」を「⑵において「令和８年旧措置法」に、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項又は令和６年旧措置法第42条の４第７項の規定の適用を受ける」を「次に掲げる通算法人である場合には、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

⑴　租税特別措置法第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人　同号イの他の通算法人が同法第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において同法第42条の４の２第１項の規定の適用を受ける場合

⑵　令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第３号の通算法人　同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合

別表六(十一)の記載要領第11号中「である租税特別措置法」を次に「第42条の４の２第２項において準用する同法」を、「通算親法人の事業年度」を次に「。以下この記載要領において同じ。」を加え、「令和９年４月１日」を「令和11年４月１日」に改め、同号⑴中「「11」、「12」若しくは「16」」を「「13」、「14」若しくは「18」」に改め、同号⑵及び同第11号中「第42条の４第８項第３号」を「第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第３号」に改め、同号を同第12号とし、同第11号の次に次の１号を加える。

３　「控除対象特別試験研究費の額（14の計）又は（16の計）　⑴」、「（14の計）又は（16の計）のうち⑿が第１号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額　⒄」及び「（14の計）又は（16の計）のうち⑿が第２号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額　⒅」の各欄は、当該事業年度が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合には「又は（16の計）」を消し、当該事業年度が同日以後に開始する各事業年度である場合には「（14の計）又は」を消すこと。

別表六(十一)の記載要領に次の11号を加える。

５　「措法第42条の４の２第１項各号又は旧措法第42条の４第７項各号の該当号　⑿」の欄は、当該事業年度が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合には「措法第42条の４の２第１項各号又は」を消し、当該事業年度が同日以後に開始する各事業年度である場合には「又は旧措法第42条の４第７項各号」を消すこと。

６　「控除対象特別試験研究費基準額　⑮×$\frac{50、60又は70}{100}$＋⑭－⑮　⑯」の欄は、当該事業年度が令和９年４月１日前に開始する事業年度である場合には「50、60又は」を消し、当該事業年度が同日から令和10年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「50、」及び「又は70」を消し、当該事業年度が同年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「、60又は70」を消すこと。

別表六(十一)付表１の表中「⑵のうち措令第27条の４第25項第１号又は第２号に定める試験研究費の額に該当する金額」を「⑵のうち措令第27条の５第３項第１号又は第２号に定める試験研究費の額に該当する金額」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法第42条の４第７項（試験研究）」を「租税特別措置法第42条の４の２第１項（特別試験研究）」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に、「以下この号において「令和６年旧措置法」を「⑵において「令和８年旧措置法」に、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項又は令和６年旧措置法第42条の４第７項の規定の適用を受ける」を「次に掲げる通算法人である場合には、それぞれ次に定める」に、「第27条の４第24項第15号（試験研究」を「第27条の５第２項第15号（特別試験研究」に、「第42条の４第19項第10号」を「第42条の４の２第３項第１号」に改め、同号に次のように加える。

⑴　租税特別措置法第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第３号の通算法人　同号イの他の通算法人が同法第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において同法第42条の４の２第１項の規定の適用を受ける場合

⑵　令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第３号の通算法人　同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合

「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「19の計」）－（別表六(十二)「３」）
各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額⑴＋（別表六(十二)「３」）

「他の通算法人の差引控除対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「20の計」）－（別表六(十二)「３」）
各通算法人の差引控除対象特別試験研究費の額の合計額⑴＋（別表六(十二)「３」）